

令和4年6月6日開催

箕輪町農業委員会第16回総会

会 議 録

1 開催日時 令和4年6月6日(月) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 役場3階講堂

3 出席委員 22人

会長 鈴木 健二

会長代理 議席1番 春日 初

委員 2番 金澤 博

3番 倉田 孝子

4番 唐澤 金実

5番 唐澤 稔

6番 藤田 久一

7番 櫻井 克成

9番 藤森 英雄

10番 原 美鈴

11番 赤沼 好秋

12番 唐澤 健二

13番 小林 正俊

14番 鈴木 健二

15番 大槻 憲治

16番 関 幹子

17番 唐澤 俊秀

18番 小野健一朗

19番 小松 孝寿

20番 唐澤 由寛

21番 藤澤 昭二

22番 上田 千志

4 欠席委員 8番 井口 雅文

5 農業委員会事務局職員

事務局次長 唐澤 智大

事務局 金澤 史朗

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
- 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- 日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について

事務局 携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

【唱 和】

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 大変ご苦勞様です。先日の農業新聞に人・農地プランの法定化について載っていました。
農業委員会としては、農地や農業を守るというスタンスで活動していただければと思います。
農業委員会も今までコロナで活動を自粛してまいりました。油断はできませんが、徐々に通常の活動に戻していきたいと思います。よろしく願います。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまから第16回総会を開会いたします。
井口委員から欠席する旨の届出がありました。
ただ今の出席委員は21人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、5月の経過報告をいたします。事務局願います。

事務局

5月6日（金）に第15回総会がありました。総会終了後、農業再生推進地区委員長会を行いました。

5月11日（水）に長野県農業委員会女性協議会上伊那支部総会・研修会がオンライン形式で開催されました。

5月12日（木）に、人・農地プラン関係団体打合せがありました。

5月13日（金）に農地相談があり、6件の相談がありました。

5月18日（水）箕輪町営農センター、箕輪町農業再生協議会の幹事会がありました。

5月23日（月）に編集委員会がありました。

5月25日（水）に箕輪町営農センター、箕輪町農業再生協議会の総会がありました。同じ日の夜に、役員会を開催しました。

5月31日（火）は全国農業委員会会長大会にオンライン中継で会長が参加しました。同日夜、農地部会がありました。

6月1日（水）に農業委員長及び事務局長合同会議がありました。研修委員会を6月3日（金）に開催しました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

10番 原 美鈴 委員 11番 赤沼好秋 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番（畑）〇〇㎡。農振地域内です。

譲渡人は〇〇氏、

譲受人は〇〇氏です。

譲受人はりんごを作る予定です。

2件目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇（畑）〇〇㎡。

農振地域内で売買価格は坪〇〇円です。
譲渡人は〇〇氏、譲受人は〇〇氏です。
譲受人は花を作る予定です。

3件目の案件です。贈与による所有権移転の申請です。
対象農地は 福与〇〇番〇 (畑) 〇〇㎡。
農振地域内です。
譲渡人は〇〇氏、譲受人は〇〇氏です。
譲渡人は高齢のため耕作ができず譲渡したいと考えています。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件 櫻井委員。

櫻井委員 4月24日に説明を受けました。農地の道を挟んですぐ近くに家のある方ですので問題ないと思います。

議 長 2番案件 唐澤由寛委員。

唐澤由寛委員 5月10日に説明を受けました。
ハウスを建てアルストロメリアの花を作るようです。土地の有効活用につながると思います。審議をお願いします。

議 長 3番案件 藤澤委員。

藤澤委員 井口委員に代わりまして説明します。場所を見ても問題ないと思いますのでご審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第1号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。住宅に伴う申請です。
対象農地は 東箕輪〇〇番〇(畑) 〇〇㎡。2種農地になります。
申請者は 〇〇氏です。
申請地は昭和38年頃から住宅が建っていますが、過去に転用許可が出されたか
確認ができないため、ここで申請を行うものです。

議案第2号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をいたします。
事務局から詳しい説明がありました。事務局の説明のとおりですのでお願いしま
す。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第2号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
ついて を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1件目の案件です。売買での所有権移転による住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇m²。

2種農地で売買価格は 坪 〇〇円です。

譲受人は 〇〇氏、譲渡人は 〇〇氏 です。

住宅を建築するための申請です。

当該農地については昭和57年10月に住宅用地としての許可が出ましたが、仕事等の事情で住宅を建築できずにおりました。

この場所が申請者の希望に合致し、住宅を建築するものです。

2件目の案件です。売買での所有権移転による駐車場の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇〇(畑) 〇〇m²。

2種農地で売買価格は坪〇〇円です。

譲受人は 〇〇氏、譲渡人は〇〇氏です。

当該農地については平成14年5月に駐車場用地としての許可が出ましたが、自家用駐車場は1台分のみで、残りは畑として自家用野菜を作っていたため、登記を変更していませんでした。

申請地西側道路対面が申請者の自宅であり、造成工事をし駐車場用地として利用するための申請です。

3件目の案件です。売買での所有権移転による建売住宅用地の申請です。

対象農地は 中箕輪〇〇番〇(田) 〇〇m²、

中箕輪〇〇番〇(田) 〇〇m² 合計 〇〇m²

住宅が隣接する2種農地です。売買価格は 坪 〇〇円です。

譲受人は 株式会社〇〇、

譲渡人は 〇〇氏 です。

譲受人は、本申請地へ建売住宅6棟を建て販売します。

4件目の案件です。売買での所有権移転による駐車場、井戸用地の申請です。

対象農地 三日町〇〇番〇〇(田) 〇〇m²、

三日町〇〇番〇〇(田) 〇〇m²、

三日町〇〇番〇〇(田) 〇〇m²、

三日町〇〇番〇〇(田) 〇〇m²、

三日町〇〇番〇〇(田) 〇〇m²、

三日町〇〇番〇〇(田) 〇〇m² 合計 〇〇m²です。

2種農地です。売買価格は 坪〇〇円です。
譲受人は 株式会社〇〇、譲渡人は 有限会社〇〇です。
当該農地については令和元年10月17日に工場用地としての許可が出ましたが、
コロナウイルスの影響で工場建設に至っていませんでした。その後、近隣企業の
〇〇から当該土地を使用したいとの希望があり、売却を行うための申請です。
なお、こちらは30アールを超える転用案件ですので、6月13日開催の地区常設
審議会にて意見聴取を行った後、15日の県審議会ですべて許可相当と認められましたら、
町から許可証を出します。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件 唐澤金実委員。

唐澤金実委員 5月20日に説明を受けました。申請者も農業をやっていききたいという話もあり、
住宅の余ったところは家庭菜園として使っていきたいという話がありました。許
可相当かと思えます。

議 長 2番、3番案件 大槻憲治委員。

大槻憲治委員 5月16日に説明を受けました。2番目の案件は問題ないと判断します。
3番目の案件は周りも住宅ですので、問題ないと判断します。

議 長 4番案件 藤澤委員。

藤澤委員 5月20日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明がありました。
これより質疑に入ります。
ただいま事務局の説明及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙
手願います。

唐澤金実委員 (4番案件の) 〇〇の南側については工場用地の指定になっているのでしょうか。

事務局 即答できないので、後日お答えします。

唐澤金実委員 そのこの場所は土目がとても良く、工場用地にしてしまってもよいかという懸念があります。
町として工場を誘致したいといった計画があれば仕方ないと思うが、ご配慮をお願いしたいと思っています。

議 長 私から、3番案件について建設計画は出てきていますか。建売住宅として転用許可が出たが、実質分譲の時があります。地元委員で確認が必要と思います。

事務局 建設計画では7月1日着工となっています。

議長 そのようですので委員は確認をお願いします。

質疑を終結いたします。それでは、採決に入ります。
議案第3号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。

34ページは、総括表となります。

田 15,332㎡ 畑 8,266㎡ 合計23,598㎡です。

35ページからは、借り手の状況となります。

37ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和4年6月8日、終期は 契約期間により令和9年、令和14年、令和24年のそれぞれ12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第4号を採決いたします。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理
事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に
よる農用地利用集積計画について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について説明いたします。
41ページは、総括表となります。
田 27,934㎡ 畑 4,998㎡ 合計 32,932㎡
41ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。
それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。
ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございませんか。

質疑を終結いたします。 議案第5号を採決いたします。
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案どおり認めることに決定しました。

続きまして、日程第7 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。
51ページをお開きください。
使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳になります。8件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長 報告第1号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第8 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。
53ページをお開きください。
相続により農地を取得しました届出の受付分になります。
全部で13件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長 報告第2号について、事務局より説明がありました。
これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議長 続きまして、日程第9 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について説明をいたします。
59ページをお開きください。

農機具収納施設に伴う申請です。
対象農地は 中箕輪〇〇番〇 (畑) 〇〇㎡ 2種農地です。
申請者は 〇〇氏です。
対象農地のうち7. 2㎡へ農機具収納施設1棟を設置します。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 報告第3号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思えます。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長 _____

10 番 _____

11 番 _____